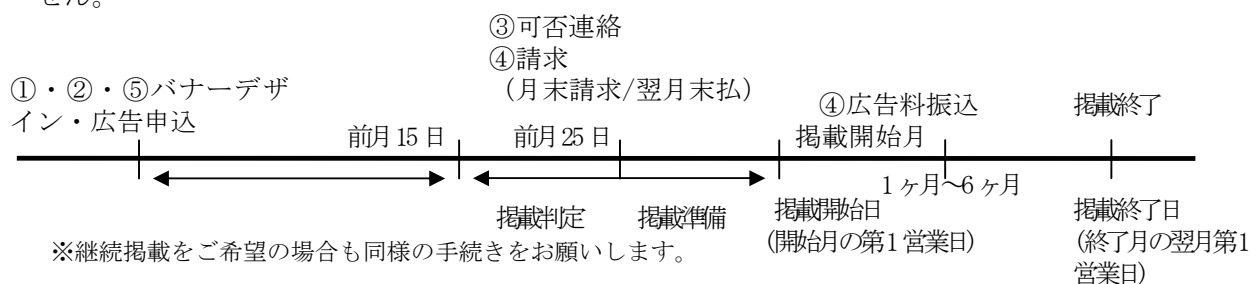


「一般社団法人日本環境測定分析協会ホームページのバナー広告掲載規約」

一般社団法人日本環境測定分析協会（以下日環協という）のホームページへのバナー広告の申し込みに際し、下記の内容を承諾されたものとして手続きを行います。

- バナー広告の申し込みが出来る方の条件
 - 日環協の賛助会員（賛助会員イを除く）
 - 「日環協ホームページ バナー広告掲載要綱」で認められた方
- バナー広告は、各協会指定のページサイドへ申し込み順に上から下へ縦方向の掲載となります。掲載を原則認めないページ
 - トップページおよび協会紹介メニューグループページ
 - 新着情報（トピックス、関係機関催し物ご案内）但し、希望により情報ページへの掲載を認める場合もありますので、ご相談ください。
 - 賛助会員紹介ページ
 - 会員専用ページ（極微量物質研究会専用ページを含む）
 - 各試験ログインページ
 - その他協会が個別に指定したページ参考：バナー広告掲載料金表の「バナー広告掲載イメージ」を参考にしてください。
- 申し込みの契約は、所定の申込用紙によって申し込まれた後、掲載場所等を了解の上、掲載が開始された時とします。掲載の可否は、日環協ホームページの運用に支障をきたさないものであり、公序良俗に反しない等を判断させていただきます。
- 以下に示すような閲覧者への広告内容に関する責任等は、広告主が負うものとし、日環協は一切の責任をおいしません。
 - 情報掲載の結果、日環協並びに閲覧者が損害を受けた場合の法的、倫理的責任等
 - 本広告の内容の真偽、正確性、最新性、有用性、信頼性、適法性並びに第三者の権利を侵害した場合等
 - 登録時に確認したサイトの内容を無断で変更した事等による閲覧者とのトラブル
 - 広告掲載中に閲覧者によるウイルス感染等の被害の補償等
- 掲載期間は最低1ヶ月とし、最長6ヶ月とします。
- 申し込みの手続き
 - 広告主は掲載申込書（様式1）および掲載原稿を日環協事務局まで電子メールで送付してください。（宛先:info@jemca.or.jp）
 - 受付締切日は、掲載開始月の前月の15日（必着）とします。ただし、締切日が土日又は祝日の場合は、15日より前の営業日（必着）とします。
 - 掲載開始希望月の前月25日までに掲載の可否と広告掲載料の請求書を申込書記載の電子メールアドレスへ送信されます。
 - 広告掲載料は、請求書記載の口座に広告掲載期間分の費用を一括で請求翌月末までに振込み戴きます。
 - バナーデザインは、広告主が指定のサイズにて制作したものを提供するものとします。日環協ページデザインにそぐわない場合は、デザインの変更を求める場合があります。
 - 広告料は別表のとおりとします。入金済の広告掲載料は、ホームページが公開できないトラブルが1ヶ月以上続いた場合はその期間に応じた返金をしますが、それ以外の場合は返金されません。



- 広告掲載枠はいずれも掲載期間保証型広告とし、掲載期間内のバナークリック数や掲載商品の売上げなどを保証するものではありません。
- 本規約に記載されていない事項については都度協議とします。
 - *本規約に付随する資料 ①申込用紙（様式1） ②バナー広告掲載料金、掲載スタイル